



# 三重県公報

令和5年12月26日 (火)

第 477 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
820	三重県生産動態統計調査の生産品目の指定	( 統 計 課 )	2
821	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	( 地 域 福 祉 課 )	2
822	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護支援給付のための介護等を担当する機関の指定	( 同 )	2
823	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの当該事業の廃止の届出	( 障 が い 福 祉 課 )	3
824	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	( 同 )	3
825	漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定の一部を改正する告示	( 水 産 振 興 課 )	4
826	三重県資源管理方針の変更	( 水 産 資 源 管 理 課 )	4
827	三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能性を定めた旨	( 同 )	5
<b>公 告</b>			
	土地改良事業計画の変更認可	( 農 地 調 整 課 )	6
	公共測量を実施する旨の通知	( 公 共 用 地 課 )	6
	同件	( 同 )	6
	開発行為に関する工事の完了	( 建 築 開 発 課 )	6
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	一般競争入札を行う旨	( 鈴 鹿 地 域 防 災 総 合 事 務 所 )	7
	落札者を決定した旨	( 保 健 環 境 研 究 所 )	15

**告 示**

**三重県告示第 820 号**

三重県生産動態統計調査規則（平成 21 年三重県規則第 17 号）第 3 条の鉱工業製品を次のとおり指定し、令和 6 年 1 月 1 日から施行します。

なお、三重県生産動態統計調査の生産品目の指定（平成 31 年三重県告示第 194 号）は、令和 5 年 12 月 31 日限り廃止します。

令和 5 年 12 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 橋梁<sup>りょう</sup>
- 自動販売機
- 鋼船
- 生コンクリート
- 大型紙袋
- みそ
- しょう油
- コーヒー
- 肉製品
- 水産食料品
- 植物油脂
- でんぶん
- 水あめ
- ぶどう糖
- 豆腐・油揚げ
- あめ菓子
- 自動車用チューブ
- 真珠加工品
- かんらん岩
- 耐火粘土
- 電力
- アイスクリーム

**三重県告示第 821 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 5 年 12 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	指定年月日
まきのクリニック	津市美里町足坂 165 の 2	居宅療養管理指導	令和 5 年 11 月 1 日
まきのクリニック	津市美里町足坂 165 の 2	介護予防居宅療養管理指導	令和 5 年 11 月 1 日

**三重県告示第 822 号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 5 年 12 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	指定年月日
まきのクリニック	津市美里町足坂 165 の 2	居宅療養管理指導	令和 5 年 11 月 1 日
まきのクリニック	津市美里町足坂 165 の 2	介護予防居宅療養管理指導	令和 5 年 11 月 1 日

三重県告示第 823 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 19 第 2 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定障害児通所支援の事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 12 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
2450200270	株式会社 Happy Home	愛知県名古屋市千種区清明山一丁目 2 番 22 号	つくしうのもり	四日市市城北町 1-12 ルグランビル 1C、1D	放課後等デイサービス	令和 5 年 11 月 30 日
2450200932	スタートピア株式会社	三重県鈴鹿市算所町 1280 番地	アートキッズ療育四日市	四日市市西浦 2 丁目 4 番 20 号 西浦 2 丁目事務所	児童発達支援	令和 5 年 11 月 30 日

三重県告示第 824 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 5 年 12 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
2410202457	合同会社セオン	三重県伊勢市浦口四丁目 25 番 6 号	訪問介護事業所よつば	四日市市西日野町 57 番地 リバーサイドヨシノ 1 階 3 号室	居宅介護、重度訪問介護	令和 5 年 12 月 1 日
2410202465	株式会社センチュリークリエイティブ	三重県桑名市松ノ木一丁目 10 番地の 4	あみーごライフ四日市	四日市市波木町 2040-6	居宅介護	令和 5 年 12 月 1 日
2411300771	株式会社ほっとライフサービス桔梗	三重県名張市桔梗が丘五番町九街区 1812 番地 11	ヘルパーステーションほっとライフサービス	名張市桔梗が丘五番町九街区 1812 番地 11	居宅介護	令和 5 年 12 月 1 日
2410503409	特定非営利活動法人共同連三重	三重県津市中河原 399 番 1	特定非営利活動法人共同連三重	津市岩田 12-5	同行援護	令和 5 年 12 月 1 日
2410202440	株式会社 LITALEICO パートナーズ	東京都目黒区上目黒二丁目 1 番 1 号	LITALEICO ワークス四日市	四日市市諏訪町 4 番 5 号	就労移行支援	令和 5 年 12 月 1 日
2411400191	有限会社フジタ	三重県いなべ市藤原町上之山田 591 番地	篠立きこ園	いなべ市藤原町篠立字舞谷 3390-115	就労継続支援 A 型	令和 5 年 12 月 1 日
2411300789	株式会社宏栄	三重県名張市桔梗が丘四番町五街区 7 番地 10	バックドアフラッシュ	名張市桔梗が丘四番町五街区 7 番地 10	就労継続支援 A 型	令和 5 年 12 月 1 日
2410301937	社会福祉法人天年会	三重県鈴鹿市地子町字金生水 814 番地の 30	就労継続支援 B 型事業所花しるべ	鈴鹿市地子町 620-1	就労継続支援 B 型	令和 5 年 12 月 1 日
2410702175	株式会社 Joy Labo Co.	三重県松阪市末広町一丁目 225 番地 1	Don'tom ワークス松阪支店ジョイラボ	松阪市末広町一丁目 225 番地 1 フェイスビル末広 3F2	就労継続支援 B 型	令和 5 年 12 月 1 日

2412720381	株式会社 b u n a n o k i	三重県松阪市大黒田町 218 番地 7	トライ	松 阪 市 久 保 町 1818-3	就労継続支援 B 型	令 和 5 年 12 月 1 日
2422220273	株式会社ワンプレイス	三重県四日市市生桑町 234 番地 1	わかばハウス 菰野	三重郡菰野町大字宿野 693 番地 15	共同生活援助	令 和 5 年 12 月 1 日

**三重県告示第 825 号**

漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定（平成 14 年三重県告示第 749 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

令和 5 年 12 月 26 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

表中

菅島区域 (鳥羽磯部漁業協同組合の地区のうち菅島の地区)	① 小型一本釣り漁業（10 トン未満の漁船により主として一本釣りを使用して営む漁業。） ② 小型底刺網漁業（10 トン未満の漁船により主として底刺網を使用して営む漁業。） ③ ①及び②以外の漁業
---------------------------------	---

を

菅島区域 (鳥羽磯部漁業協同組合のうち菅島の地区)	① 小型一本釣り漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主として一本釣りを使用して営む漁業。） ② 小型底刺網漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主として底刺網を使用して営む漁業。） ③ 小型ひき縄漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主としてひき縄を使用して営む漁業。） ④ ①、②及び③以外の漁業
------------------------------	---

に改める。

**三重県告示第 826 号**

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 14 条第 9 項の規定により、三重県資源管理方針（令和 2 年三重県告示第 836 号）を令和 5 年 12 月 14 日付けで変更したので、同条第 10 項において準用する同条第 6 項の規定により公表します。

令和 5 年 12 月 26 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

次の表の変更前欄に掲げる規定を同表の変更後欄に掲げる規定に傍線で示すように変更した。

変 更 後	変 更 前
第 1～第 7 (略)	第 1～第 7 (略)
第 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙 1-1 さんま」から「別紙 1-7 まさば及びごまさば太平洋系群」までに、 <u>特定水産資源以外の水産資源（法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）</u> についての具体的な資源管理方針は「別紙 2-1 かつお（中西部太平洋条約海域）」に、法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源についての資源管理方針は「別紙 3-1 いせえび太平洋中・南部のうち三重県海域」から「別紙 3-18 さるえび三重県海域」までに、それぞれ定めるものとする。 (別紙 1-1) ～ (別紙 1-7) (略) (別紙 2-1)	第 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙 1-1 さんま」から「別紙 1-7 まさば及びごまさば太平洋系群」までに、法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源についての資源管理方針は「別紙 3-1 いせえび太平洋中・南部のうち三重県海域」から「別紙 3-18 さるえび三重県海域」までに、それぞれ定めるものとする。 (別紙 1-1) ～ (別紙 1-7) (略)

<p><b>第1 水産資源</b>  <u>かつお（中西部太平洋条約海域）</u></p> <p><b>第2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</b>  <u>三重県漁業調整規則並びに許可漁業にあつては制限装置及び許可の条件を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</u>  <u>加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</u></p> <p><b>第3 その他資源管理に関する重要事項</b>  <u>該当なし。</u></p> <p>(別紙 3-1) ～ (別紙 3-18) (略)</p>	<p>(別紙 3-1) ～ (別紙 3-18) (略)</p>
--	---------------------------------

**三重県告示第 827 号**

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき、三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量を以下のとおり定めたので、同条第 4 項の規定により公表します。

令和 5 年 12 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

令和 6 管理年度（令和 6 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間）におけるさんま、まあじ、まいわし太平洋系群の知事管理漁獲可能量を以下のとおり定めます。

**第 1 さんま**

- 1 都道府県別漁獲可能量（法第 15 条第 1 項第 2 号に規定する「都道府県別漁獲可能量」をいう。以下同じ。）

現行水準

- 2 三重県の知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
三重県さんま漁業	現行水準

**第 2 まあじ**

- 1 都道府県別漁獲可能量

現行水準

- 2 三重県の知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
三重県まあじ漁業	現行水準

**第 3 まいわし太平洋系群**

- 1 都道府県別漁獲可能量

16,900 トン

- 2 三重県の知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
三重県まいわし中型まき網漁業	9,010 トン
三重県まいわし機船船びき網漁業	4,510 トン
三重県まいわしその他漁業	現行水準

公 告
-----

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、宮川用水利土地改良区から申請のありました土地改良事業計画（維持管理計画）の計画変更は、適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画変更については、土地改良法第 48 条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

令和 5 年 12 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画（維持管理計画）変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和 5 年 12 月 27 日から令和 6 年 1 月 30 日まで
- 3 縦覧の場所  
伊勢市役所産業観光部農林水産課（伊勢市岩渕一丁目 7 番 29 号）  
多気町役場農林課（多気郡多気町相可 1600 番地）  
明和町役場産業振興課（多気郡明和町大字馬之上 945 番地）  
大台町役場建設課（多気郡大台町佐原 750 番地）  
玉城町役場産業振興課（度会郡玉城町田丸 114 番地 2）

---

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊賀建設事務所長から通知がありました。

令和 5 年 12 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（砂防基盤地図作成）
- 2 作業期間  
令和 5 年 12 月 13 日から令和 6 年 1 月 12 日まで
- 3 作業地域  
名張市丸之内、伊賀市丸柱及び同市音羽

---

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊賀建設事務所長から通知がありました。

令和 5 年 12 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（砂防基盤地図作成）
- 2 作業期間  
令和 5 年 12 月 18 日から令和 6 年 3 月 29 日まで
- 3 作業地域  
伊賀市島ヶ原

---

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 5 年 12 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和5年 12月15日	伊勢市野村町字里前 5572 ほか1筆	伊勢市小俣町湯田 794-11 理楽株式会社 代表取締役 瀬古 長司

## 特定調達公告

次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和5年12月26日

三重県知事 一見勝之

### 1 入札に付する事項

#### (1) 委託業務名

令和5～8年度 三重県鈴鹿庁舎清掃・警備業務委託

#### (2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

#### (3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）までとします。

ただし、契約の履行期間は、令和6年3月31日（日）から令和9年3月31日（水）までとします。

#### (4) 委託業務履行場所

三重県鈴鹿市西条5丁目117地内

#### (5) 総合評価方式による一般競争入札

本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。

### 2 入札参加者及び落札者に必要な資格

#### (1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

#### (2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号、第5号及び第7号に掲げる事業について都道府県知事の登録を受けていること。

オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第6条に定める建築物環境衛生管理技術者を有し、当該施設の選任技術者として配置できること。

カ 過去5年間に、事務所等の建築物で延べ面積3,000㎡以上の規模のものにおいて、清掃業務を通算3年以上履行した実績（6月以上継続の清掃業務実績）があること。

キ 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による都道府県公安委員会の認定を受けていること。

ク 警備業務の実施体制のうち、1名以上は警備業法による施設警備業務検定1級又は2級の資格を有する者であること。

ケ 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入（適用除外を含む）していること。

### 3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
  - (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」という。）の利用登録が必要です。

なお、本入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により本入札に参加する場合の利用登録申込については、電子証明書（ICカード）は不要とします。
  - (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
  - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
  - (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札者及び落札候補者に求められる義務
- 本入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和6年1月18日（木）12時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては14に記載する所属に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。
- また、落札候補者にあっては、入札実施後に次の(2)から(4)までの書類を12(7)に掲げる締切日時までに提出してください。
- なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
  - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
  - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
  - (4) 2(2)エからケまでを証明する書類（技術提案書の提出時において確認できる場合は不要です。）
- 5 技術提案書の作成について
- (1) 評価基準表及び評価項目に関する調書に基づき技術提案書作成要領を参照のうえ作成してください。
  - (2) 提出部数は、2部（正本1部及び複写用の副本1部）とします。
  - (3) 原稿サイズはA4を基本（当該業務に係る従事予定計画表等でA4では収まらない場合は、A3を認めます。）とし、両面使用によりページ数は概ね300ページまでとしてください。また、フラットファイル等で製本してください。
  - (4) 正本・副本共に、目次及びページを付し、正本のみインデックスを付けてください（副本は当方で複写用として使用するため、インデックスは付けないでください。）。
  - (5) 製本の編綴順序は、評価項目に関する調書の順序のとおり編綴してください。
  - (6) 一旦提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、技術提案書聴取会においても同様とします。なお、採点する上で追加書類が相当と考えられる場合、期日を指定して追加書類の提出を求める場合があります。
  - (7) 技術提案書提出時に配置予定として選任された建築物環境衛生管理技術者は、契約時に所管する機関へ選任を届け出て受理されない場合、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
  - (8) 契約締結後において、評価対象の有資格者の人数が提案書に記載された有資格者数を下回っていた場合、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- ア 建築物環境衛生管理技術者  
イ ビルクリーニング技能士  
ウ 清掃作業監督者  
エ 施設警備業務検定1級  
オ 施設警備業務検定2級
- (9) 契約後において、配置された清掃員・警備員の平均実務経験年数を確認します。その平均経験年数が技術提案書に記載された年数を下回っていた場合、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- 6 技術提案書聴取会の実施について



- (1) 評価基準表に沿って技術提案書聴取会を行いますので、選任予定の建築物環境衛生管理技術者は必ず出席をお願いします。出席者は、選任予定の建築物環境衛生管理技術者を含めて 3 名以内とします。また、経営状況の説明を求める場合がありますので、選任予定の建築物環境衛生管理技術者以外に、経営状況について説明できる方の出席をお願いします。（なお、建築物環境衛生管理技術者が経営状況を説明できる場合は除きます。）

なお、詳細は 12(4)に掲げる日程により実施します。
  - (2) 選任予定の建築物環境衛生管理技術者が技術提案書聴取会に出席できない場合は、評価基準表の聴取項目の評価項目の評価は 0 点とします。
  - (3) 提出された技術提案書により全ての技術評価項目が 0 点となった提案者に対する聴取会は行いません。また、技術評価点は 0 点となり、落札者としません。
  - (4) 落札資格要件を満たさない場合は、開札の後無効とし、落札者としません。
- 7 入札方法及び落札者の決定方法について
- (1) 別記「落札候補者決定基準」によるものとします。
  - (2) 落札候補者について、2(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。
  - (3) 入札保証金は、入札金額の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金が必要な場合は競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。
- 8 低入札価格調査制度に関する事項
- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち総合評価方式により評価値が最も高い者の当該入札価格に 100 分の 110 を乗じて得た額が、低入札価格調査の基準価格（以下「調査基準価格」といいます。）を下回った場合には、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 第 2 項の規定により低入札価格調査を実施します。
  - (2) 調査基準価格を下回る額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。

また、当該落札候補者は、指定期日までに関係書類一式を提出するとともに、後日実施される聴取調査を受けなければなりません。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限ります。）へ同様の調査を実施するものとします。

この指定期日までに関係書類一式を提出しない等、低入札に係る調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- 9 契約方法に関する事項
- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。
  - (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。
  - (3) 契約は、14 に掲げる所属で行います。
  - (4) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有します。

なお、契約金額は入札書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。
- 10 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨に限ります。

## 11 その他

- (1) 当該入札に質疑（入札手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、12(1)にある締切日時までに行うものとします。（回答に時間がかかる場合がありますので、お早めをお願いします。）
- (2) 本入札の事項その他に関し疑義がある場合は、14 に掲げる所属に説明を求め、十分承知しておいてください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。
- (3) 本入札の参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。
- (4) 契約の相手方となった場合には、仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。
- (5) 契約の相手方となった場合には、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。
- (6) その他必要な事項は、規則及び三重県物件等電子調達システム運用基準等に規定するところによります。
- (7) 入札参加者が1者になった場合は、入札を中止又は延期する場合があります。
- (8) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- (9) 技術提案書等提出された書類の返却は、一切行いません。
- (10) 技術提案書等の作成にかかる経費については、同提案書提出者の負担とします。  
また、入札等に関する経費においても同様とします。
- (11) 参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。  
なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。  
本件調達手続きにおいて、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続きの停止等を行うことがあります。
- (12) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (13) 本入札に係る詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

## 12 期間の設定

- (1) 質疑等の提出締切日時  
令和6年1月12日（金）12時までに、本システムから質疑等を行ってください。ただし、書面による入札参加者にあつては、提出締切日時までに、14 に掲げる所属へ書面（FAX可）で質疑申請を行ってください。質疑への回答は、令和6年1月16日（火）17時までに、「入札情報サービスシステム」の「入札予定（公告）詳細情報」で行います。
- (2) 競争入札参加資格確認申請書の提出締切日時  
令和6年1月18日（木）12時までに本システムの「資格確認」の「確認申請提出」により行ってください。ただし、書面による入札参加者にあつては、提出締切日時までに、「競争入札参加資格確認申請書（紙入札用）」を、14 に掲げる所属へ郵送又は持参により提出してください。  
結果通知は、令和6年1月26日（金）17時までに行います。
- (3) 技術提案書等提出の日時及び方法等  
令和6年1月27日（土）から同年2月1日（木）15時までに14 に掲げる所属へ、原則、郵送で提出してください。郵送による場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便としてください（上記期間内必着）。ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、14 に掲げる所属に持参する日時について調整を行ってください。  
なお、郵送の場合は封筒等の外側に「三重県鈴鹿庁舎清掃・警備業務委託 技術提案書等在中」と記載してください。
- (4) 技術提案書聴取会の日時等  
ア 日程は令和6年2月14日（水）の予定です。  
なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。  
イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は 30 分とし、説明は 15 分以内とします。

エ 出席者は、選任予定の建築物環境衛生管理技術者を含め 3 名以内とします。

(5) 入札書提出の日時及び方法

令和 6 年 2 月 22 日（木）10 時まで、本システムにより提出してください。

※ 入札書提出時には、入札金額内訳書の提出を要します。

提出を要する入札金額内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、規則第 71 条第 7 号により無効とします。

ア 入札金額内訳書を提出しないもの

イ 入札金額内訳書の金額と入札額が一致していないもの

ウ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの

エ 記載すべき項目が欠けているもの

※ 提出された入札金額内訳書の取扱いについて

ア 入札金額内訳書は返却しません。また、入札金額内訳書は契約上の権利・義務を生じるものではありません。

イ 入札金額内訳書の差替及び再提出は認めません。

（再入札を行う場合）別途通知します。

書面により入札書を提出する場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、令和 6 年 2 月 13 日（火）から同月 22 日（木）10 時までの間に、下記に指定する郵便局へ「局留郵便」として到着するよう送付してください（必着）。

（指定する郵便局）

三重県鈴鹿市西条 4 丁目 96 番地 鈴鹿郵便局

（封筒宛名等記載例）

送付先：〒513-8799 三重県鈴鹿市西条 4 丁目 96 番地

宛 先：鈴鹿郵便局留め

受取人：三重県鈴鹿地域防災総合事務所 地域調整防災室 総務課

案件名：三重県鈴鹿庁舎清掃・警備業務委託 入札書在中

(6) 開札の日時及び場所

日時 令和 6 年 2 月 22 日（木）10 時 30 分

場所 14 に掲げる所属

※ 開札に立ち合いを希望される場合は、開札日の 1 週間前までに 14 に掲げる所属へ連絡してください。

(7) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

落札候補者にあつては、令和 6 年 2 月 27 日（火）17 時まで、4(2)から(4)までの書類を 14 に掲げる所属へ提出してください。ただし、再入札を行う場合には、別途提出期限を定めます。

13 調達システム利用登録申請を担当する所属

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課 企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

14 入札・契約に関する事務を担当する所属

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5 丁目 117

三重県鈴鹿地域防災総合事務所地域調整防災室総務課 担当 駒田

電話 059-382-9785 ファクシミリ 059-382-9792

15 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Cleaning and Security Service of Suzuka Bureau Building of Mie Prefecture

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 10:00 A.M. on Thursday, February 22, 2024.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Tuesday, February 13, 2024 and 10:00 A.M. on Thursday, February 22, 2024.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 10:30 A.M. on Thursday, February 22, 2024.

(4) Managing Authority:

Suzuka Regional Disaster Prevention and General Affairs Office, Mie Prefecture  
5-117 Nishijo, Suzuka city, Mie, 513-0809, Japan  
TEL:059-382-9785

別記「落札者候補者決定基準」

落札者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価に技術内容の評価を加算する総合評価一般競争入札を採用し、総得点の最も高い入札者を落札候補者とし、当該落札候補者の落札資格確認を行った後落札決定します。

提案書等の評価に当たり、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するために、入札価格の評価（価格評価点）及び技術内容の評価（技術評価点…技術要件、企業要件及び全般）の観点で評価します。

1 入札価格の評価

入札価格が調査基準価格以下（入札価格 ≤ 調査基準価格）の場合は、入札価格に対する点数（以下「価格評価点」といいます。）を、全ての入札価格について 300 点（満点）とします。

また、入札価格が調査基準価格を超える場合にあっては、次に示す計算式により算出します。

$$\text{価格評価点} = 300 \times (\text{評価基準額} - \text{入札価格}) / (\text{評価基準額} - \text{調査基準価格})$$

※ 入札価格が予定価格を超えた場合は、落札候補者としません。

※ 価格は全て税抜きとします。

2 技術内容の評価

6 に記載のある表中の技術評価欄に掲げる要件に基づき提案内容を審査し（聴取を含みます。）、技術評価点を算出します。

3 総合評価の方法及び落札候補者の決定方法

上記 1 及び 2 で評価した「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点が最も高い入札者を落札候補者とし、ます。

4 有効数字

「価格評価点」、「技術評価点」の算出は、小数点以下を切捨てとします。

5 合計点数の最も高い者が 2 以上あるとき（同点のとき。）の対応

(1) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い入札者を落札候補者とします。

(2) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が同じ場合

ア 「技術評価点」のうち、技術要件項目の評価点が異なる場合にあっては、技術要件項目の評価点が高い入札者を落札候補者とします。

イ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあっては、「入札価格」が低い入札者を落札候補者とし、ます。

ウ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあって、さらに「入札価格」が同じ場合にあっては、くじ引きにて、落札候補者を決定するものとします。

6 評価項目及び配点方法について

「価格評価点」と「技術評価点」の得点配分は 1:1.2 とし、「価格評価点」300 点、「技術評価点」360 点の計 660 点満点とします。

評価項目毎の点数配分は下表のとおりとし、詳細な評価項目は別添の「評価基準表」に示します。

評価区分	評価項目		評価点		
	大項目	中項目	評価区分	大項目	中項目
価格評価	価格要件	調査基準価格との比較		300	
技術評価	技術要件 (清掃業務)	研修体制		120	24
		履行体制及び品質保証取組			70
		苦情処理			5
		検査体制			15

	技術要件 (警備業務)	顧客満足度向上への取組	360	120	6
		研修体制			24
		履行体制			70
		苦情処理			5
		検査体制			15
		顧客満足度向上への取組			6
	企業要件	契約実績	70	20	
		従業員の雇用		20	
		次世代育成支援活動		20	
		地域社会貢献活動		10	
	全般	業務の取組姿勢	50	50	
	合計		660		

7 低入札価格調査制度について

調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札の決定を保留し、低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限る。）へ同様の調査を実施するものとします。

令和5～8年度 鈴鹿庁舎清掃・警備業務委託 総合評価一般競争入札（WTO）評価基準表													
評価区分	大項目	中項目	聴取項目	小項目	小項目配点	中項目配点	大項目配点	配点	配点率(%)				
価格評価	価格要件	調査基準価格との比較		①調査基準価格を300点満点とし、入札額が調査基準価格以下の場合すべて満点とします。なお、入札額が低入札における調査基準価格に満たない入札をした場合は、低入札価格調査の対象となります。 入札額≧調査基準価格・・・300点 ※入札額<調査基準価格・・・低入札価格調査対象 ②入札額が調査基準価格を超えるものは、下記により算出します。 入札額>調査基準価格・・・300点×(評価基準額-入札額)/(評価基準額-調査基準価格) ※小数点以下切り捨てとします。 ※価格は全て税抜きとします。 ※評価基準額は事前公表します。	300	300	300	300	100%				
技術評価	技術要件（清掃業務）	研修体制	○	入札参加者の事業年度における研修体制（規定）の有無について評価します。 a. 清掃技術向上 b. 環境 c. 接遇 d. 関連法令	4	24	120						
				令和4年10月1日（ただしd. 関連法令については令和4年12月11日）から翌年9月30日における研修実績について評価します。 a. 清掃技術向上 b. 環境 c. 接遇 d. 関連法令	8								
				令和4年10月1日（ただしd. 関連法令については令和4年12月11日）から翌年9月30日における研修内容について評価します。 a. 清掃技術向上 b. 環境 c. 接遇 d. 関連法令	12								
		履行体制及び品質保証取組	○	実施計画書（a～e）の有無について評価します。 a. 日常清掃 b. 定期（特別）清掃 c. 廃棄物処理・管理 d. 貯水槽清掃 e. 害虫駆除	12	70	120						
				実施計画書（a～e）の整備状況、内容を評価します。 a. 日常清掃 b. 定期（特別）清掃 c. 廃棄物処理・管理 d. 貯水槽清掃 e. 害虫駆除	42								
				配置予定の資格者の人数で評価します。 a. 建築物環境衛生管理技術者 b. ビルクリーニング技能士 c. 清掃作業監督者	10								
				配置予定の清掃員の令和3年9月末時点における実務経験年数を評価します。	6								
				苦情処理	○						当該業務における苦情処理要領等の整備状況、実績等について評価します。	5	5
				検査体制	○						当該業務における自己検査体制等の整備状況、実績等について評価します。	15	15
		顧客満足度向上への取組	○	顧客満足度向上に向けた基本理念・方針の内容について評価します。 ※顧客とは銀行舎へ出入りする来庁者及び職員とします。	6	6							
		技術評価	技術要件（警備業務）	研修体制	○	入札参加者の事業年度における研修体制（規定）の有無について評価します。 a. 警備業務 b. 危機管理 c. 接遇 d. 関連法令	4	24	120				
						令和4年10月1日（ただしd. 関連法令については令和4年12月11日）から翌年9月30日における研修実績について評価します。 a. 警備業務 b. 危機管理 c. 接遇 d. 関連法令	8						
						令和4年10月1日（ただしd. 関連法令については令和4年12月11日）から翌年9月30日における研修内容について評価します。 a. 警備業務 b. 危機管理 c. 接遇 d. 関連法令	12						
履行体制	○			実施計画書（a～f）の有無について評価します。 a. 時間毎の警備員配置、業務内容 b. 会社の実施体制、支援体制 c. 業務引継 d. 連絡体制 e. 緊急時対応要領 f. 安全管理体制	12	70	120						
				実施計画書（a～f）の整備状況、内容を評価します。 a. 時間毎の警備員配置、業務内容 b. 会社の実施体制、支援体制 c. 業務引継 d. 連絡体制 e. 緊急時対応要領 f. 安全管理体制	42								
				配置予定の資格者の人数で評価します。 a. 施設警備業務検定1級 b. 施設警備業務検定2級	10								
				配置予定警備員の令和5年9月末時点における実務経験年数を評価します。	6								
				苦情処理	○						当該業務における苦情処理要領等の整備状況、実績等について評価します。	5	5
				検査体制	○						当該業務における自己検査体制等の整備状況、実績等について評価します。	15	15
顧客満足度向上への取組	○			顧客満足度向上に向けた基本理念・方針の内容について評価します。 ※顧客とは銀行舎へ出入りする来庁者及び職員とします。	6	6							
企業要件	○			契約実績	延床面積5,000㎡（複数棟の場合は合計）以上の建物での過去5年間における6箇月以上継続の業務実績を評価します。 (清掃・警備業務実績はa, b両方に加点) a. 清掃業務実績 b. 警備業務実績（機械警備を除く）	10	70						
				従業員の雇用	障がい者雇用実績の有無について評価します。	20					20		
				次世代育成支援活動	次世代育成支援活動について評価します。	20					20		
		地域社会貢献活動	地域における社会貢献活動について評価します。 ※清掃作業等の環境美化活動は、複数回実施しても1項目実施としてのカウントとします。	10	10								
		全般	業務全般に対する取組姿勢、及び強みの部分について聴き取りによる評価を行います。	50	50	50							

				【注意】 聴取項目欄に○印のある項目については、技術提案書だけでなく聴き取りにより判断する項目です。 研修体制、研修実績、または実施計画書が無い入札参加者は、聴き取りを実施せず、技術評価点を【0点】とします。 また、技術評価点が【0点】となった入札参加者は、落札者としません。	評価点	660		
--	--	--	--	---	-----	-----	--	--

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和5年12月26日

三重県知事 一見勝之

- |   |             |   |
|---|-------------|---|
| 1 | 物品等の名称及び数量  | 三重県保健環境研究所庁舎で使用する電気（予定数量）1,593,000 kWh            |
| 2 | 担 当 部 局     | 三重県四日市市桜町 3684-11<br>三重県保健環境研究所企画調整室企画調整課         |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 令和5年12月14日  |
| 4 | 落 札 者       | 愛知県名古屋市中区東新町1番地<br>中部電力ミライズ株式会社 代表取締役社長執行役員 大谷 真哉 |
| 5 | 落 札 金 額     | 入札価格 38,843,200 円（税込）                             |
| 6 | 決 定 手 続     | 一般競争入札  |
| 7 | 入 札 公 告 日   | 令和5年10月20日  |

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>